

科目名	債権各論	科目分類	■専門科目群 □総合科目群		
			法律学科	□必修	■選択
			学科	□必修	□選択
英文表記	Civil Law (Particular Claims and Obligations)	開講年次	□1年 □2年 ■3年 □4年		
		開講期間	□前期 □後期 ■通年 □集中		
ふりがな	おにつか たかまさ	実務家教員担当科目	○	修得単位	4単位
担当者名	鬼塚 隆政	実施方法	■対面のみ □遠隔のみ □対面・遠隔併用		
授業のテーマ	人に対する権利（債権）の発生原因とその内容を学び、各種法律系試験に合格する知識を修得する。				
到達目標	債権各論の内容を理解し、各概念について適切に説明することができる。				
授業概要	債権各論では、「人」に対する権利である債権の発生原因や法的性質等を学修します。個別の債権発生原因として民法上定められている契約・事務管理・不当利得・不法行為等について説明し、それぞれの債権ごとの性質について、制度趣旨や実務上の問題点を踏まえて解説します。基本テキストの内容を中心としつつ、銀行での経験をまじえ、リアルなイメージを抱ける授業を行います。判例についても、授業において適宜とりあげます。				
授業計画					
第1回	ガイダンス	第17回	非典型契約総説		
第2回	契約の成立	第18回	リース契約・クレジット契約		
第3回	契約の効力	第19回	フランチャイズ契約、会員権契約		
第4回	契約上の地位の移転、契約の解除	第20回	寄託、組合、終身定期金、和解		
第5回	定型約款	第21回	期限の利益喪失条項・コベナンツ条項		
第6回	贈与	第22回	事務管理		
第7回	売買・交換	第23回	不当利得① 成立要件等		
第8回	消費貸借	第24回	不当利得② 特殊な不当利得		
第9回	使用貸借	第25回	一般不法行為① 成立要件等		
第10回	賃貸借	第26回	一般不法行為② 不法行為の効果等		
第11回	雇用・請負	第27回	特殊な不法行為① 使用者責任、注文者責任		
第12回	委任	第28回	特殊な不法行為② 土地工作物責任、共同不法行為		
第13回	寄託	第29回	その他の問題（胎児の地位等）		
第14回	組合	第30回	不法行為の特別法① 国家賠償法		
第15回	その他の典型契約	第31回	不法行為の特別法② 自賠法		
第16回	前期定期試験	第32回	後期定期試験		
授業時間外の学習	次回の授業範囲を予習（1.5時間程度）し、大まかな内容を把握する。講義の翌日に復習（1.5時間程度）し、理解できていない部分については、次回の授業で質問する。なお、随時確認テストを行います。				
履修条件 受講のルール	1年次の「民法総則」を履修済であること。 適宜資料をポータルサイトで配布します。毎回ポータルサイトを確認ください。 レポートの提出は、ワープロで作成したものを指定の方法で指定期限までに提出されたもののみ受け付けます。手書き不可。				
テキスト	池田真朗「新標準講義 民法債権各論 第2版」慶應義塾大学出版会 改正後の六法は必須（「デイリー六法」（三省堂）等コンパクトなもので可）				
参考文献・資料	青野博之他「新プリメール民法4 債権各論[第2版]法律文化社				
成績評価の方法	期末試験50% レポート40% 授業中の態度10%				

	<p>上記評価項目を基にして総合的に判断します。</p> <p>出席確認時に不在だった場合及び無許可で途中退室した場合、原則としてその回は欠席とします。</p> <p>※出席回数が規定に満たなかった場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は試験を受けることができません。</p>
オフィスアワー	研究室在席中（月～金 毎日）いつでも可
成績評価の基準	秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)
実務経験及び実務を活かした授業内容	<p>銀行本部で融資・預金・経営に関する法務担当業務を経験しました。</p> <p>本講義では、これらの経験を活用し、リアルな講義を行います。</p>
学生へのメッセージ	<p>このシラバスを見て難しそうと思った諸君、文字でみるほど難しいものではありません。</p> <p>ゲームやスポーツをするとき、まずルールを覚えると思います。</p> <p>民法は社会生活の基本ルール。生活や仕事をするうえで必要であり、これを知っているのと知らないのでは大きな差がでます。</p> <p>民法を学んで、よりよく社会を生き抜こう！！</p>